

村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政分科会

協議項目	慣行の取り扱い		協議細目	市民憲章、市章、市の花・木・鳥・歌・音頭、市の宣言		
調整の方針	(案) 1. 市民憲章、宣言については、新市において検討する。 2. 市の花、市の木等の象徴的事項については、新市において検討する。 3. 市章については、新市発足までに検討する。					
項目	村岡町	浜坂町	美方町	温泉町	香住町	
町民憲章	制定時期	昭和47年6月	昭和47年7月	昭和49年10月30日	昭和52年4月1日	平成50年11月3日
	趣旨	美しい山河と豊かな歴史のまち、村岡の町民がかくありたいと願い、それへの惜しみない努力を誓い、それが実現をかたく期して、ここに町民憲章を制定する。	日本海の荒磯に生れ、中国の山なみに抱かれて、ゆたかな自然ときびしい風土、古い歴史と伝統の中に、はぐくまれ培われてきたわたしたちは、ここに、ふるさとの心をよびさまし「人づくり・くらしづくり・町づくり」のためにこの憲章を定めます。 みんなが豊かで みんなが明るく みんなが親しく みんなが幸福であるように	わたしたちは、美しい自然を愛し、お互いがほこりをもち、豊かな住みよい町づくりとその発展をねがいの町民憲章を制定します。	わたしたちは、温泉町民です。祖先が築いたこの町に誇りをもち、きびしい環境をのりこえ、みんなの力で明るい豊かな町づくりをめざして、この憲章をさだめます。	美しい自然にはぐくまれたわたしたち香住町民は、この町に住むことに誇りを持ち、先人の歩みを正しく受け継ぎ、生きがいのある豊かな町づくりをめざしてここに町民憲章を定めます。
	内容	1 子どもが、のびのびと育ち、その思い出を忘れないまち	1 環境の浄化につとめ、交通事故もない、安全できまりある、住みよい町をつくります。	1 人々が仲良く暮らし、おたがいのたちばを認めあい、真心のかよう町をつくります。	1 人を大切にし、助け合い励ましあって生きるまち	1 人を大切にし、心が通う明るいまち
		1 若ものが、ここに生きることを喜び、ここに嫁ぐことを願うまち	1 老人を敬い青春をいかし、子どものもちまえをのばして、あたたかい家庭をつくります。	1 青少年の夢と希望が、かなえられ、老人が大切にされる町をつくります。	1 子どもの夢と若者の力を伸ばし、としよりがしあわせに暮らすまち	1 子どもが伸び伸びと育ち、年よりがしあわせに暮らせるまち
		1 みんなが、すこたかで、心も暖かく、暮らしの豊かな明るいまち	1 他人と親しみ、隣人を愛し、相てのたちばを考えて、心のかよった町をつくります。	1 仕事によるこびと生きがいをもち、生産のたかまる町をつくります。	1 健康な心と体をつくり、幸せな家庭を築くまち	1 文化を育て、体育の向上につとめるまち
		1 としよりが、ここにくらしあわせを感謝するまち	1 仕事をよるこびに、生きがいを見つけ、産業をさかんにして、活気ある町をつくります。	1 スポーツに親しみ、心身をきたえ健康で明るく長生きの出来る町をつくります。	1 自然と伝統を愛し、文化を育て人に温かく接するまち	1 海や山を愛し、美しい自然をそこなわないまち
1 自然と伝統が守られ、ここを訪れる人が、親切に迎えられるまち		1 スポーツに親しみ触れ合いを強め、連帯の心をふかめて、健康な明るい町をつくります。	1 郷土を愛し、自然を守り、環境を整え安全で生気みなぎる町をつくります。	1 働く者が希望とよるこびをもち、みんなて明日をひらくまち	1 心豊かに、みんな元気で働くまち	
町章	制定時期	昭和30年4月	昭和35年4月	昭和39年	昭和34年10月1日	
	概要	村岡町の「ム」「ウ」を組み合わせを圖案化し平和と団結、中央鋭角と右に伸びる翼で発展向上を表し、躍進村岡町の姿を象徴したものです。	仮名で(ハマ)を描き意匠は波と海鳥の雄飛表し町勢、産業発展、和合を象徴したものである。	美方町の頭文字「み」を躍動的に圖案化し、融和と団結、飛躍発展を象徴する。	町名の頭字オンのオを中央で飛躍、発展の両翼と山岳自然美に表象し、ンを円で団結、融和に表象した図案。	"カスミ"の「カ」の文字を圖案化したもので、丸く表示することによって融和を、先端両側の羽根は未来に向かって大きく躍進する町の姿を象徴するものである。

村岡町・浜坂町・美方町・温泉町・香住町合併協議会の調整方針

総務専門部会

行政分科会

協議項目		慣行の取り扱い		協議細目		市民憲章、市章、市の花・木・鳥・歌・音頭、市の宣言	
調整の方針							
項目		村岡町	浜坂町	美方町	温泉町	香住町	
町の花	制定時期	昭和47年6月	昭和47年4月	昭和49年10月30日	昭和52年4月1日	昭和50年7月29日	
	花名	つつじ	ささゆり	シャクナゲ	さくら	しゃくなげ・さつき	
町の木	制定時期	昭和47年6月	昭和47年4月	昭和49年10月30日	昭和52年4月1日	昭和50年7月29日	
	木名	かつら	黒松	とち	もみじ(かえで)	しい	
町の鳥	制定時期	平成13年10月	昭和47年4月	昭和49年10月30日	昭和52年4月1日		
	鳥名	シジュウカラ	岩つばめ	うぐいす	うぐいす		
町の歌	制定時期	昭和48年10月	昭和54年	昭和49年10月30日	昭和59年7月1日	昭和55年3月17日	
町音頭	制定時期		昭和54年	昭和49年10月30日	昭和59年7月1日	昭和55年3月17日	
宣言	制定時期			平成13年12月18日	平成13年9月28日	平成5年9月27日	
	概要			「恒久平和の町」	「恒久平和の町」	「部落差別撤廃都市宣言」	
先 進 事 例						備 考	
新市町名	合併の期日	慣行の取り扱い					
さいたま市	平成13年5月1日	1 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。					
		2 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。					
西東京市	平成13年1月21日	1 市章は新市において調整する。					
		2 市の木、花、鳥は、新市において調整する。					
		3 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。					
篠山市	平成11年4月1日	1 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。					
		2 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。					
あきるの市	平成7年9月1日	1 市章は、新市において新たに定めるものとする。					
		2 市の花、木、鳥は、新市において新たに定めるものとする。					
東かがわ市	平成15年4月1日	1 市章、市民憲章、市木、市花、市歌、宣言及び各種行事等については、新市において調整する。					
		(市章については、印刷物等に幅広く活用されるため、新市発足までに選定し、新市において告示する。)					